

### 第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

#### 耐用年数の短縮

##### 【新設】(総合償却資産の未経過使用可能期間の算定)

1-6-1の2 総合償却資産の未経過使用可能期間は、総合償却資産の未経過期間対応償却基礎価額を個々の資産の年要償却額の合計額で除して得た年数(その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)による。

(注)1 未経過期間対応償却基礎価額とは、個々の資産の年要償却額に経過期間(資産の取得の時から使用可能期間を算定しようとする時までの期間をいう。)の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額の合計額を個々の資産の償却基礎価額の合計額から控除した残額をいう。

2 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

##### 【解説】

本通達において、総合償却資産の未経過使用可能期間は、総合償却資産の未経過期間対応償却基礎価額(個々の資産の未経過期間対応償却基礎価額の合計額)を、個々の資産の年要償却額の合計額で除して計算した年数(1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満の場合は2年とする。)によることを明らかにしている。

この場合における未経過期間対応償却基礎価額とは、個々の資産の年要償却額(償却基礎価額(取得価額)を使用可能期間で除した額をいう。)に経過期間(資産の取得の時から使用可能期間を算定しようとする時までの期間をいう。)の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額の合計額を、個々の資産の償却基礎価額の合計額から控除した残額をいう。

《例》

①	②	③	④	⑤	⑥
機械名	償却基礎価額 (取得価額)	使用可能 期間	年要償却額 ②÷③	経過 期間	未経過期間対応 償却基礎価額 ②-④×⑤÷12
A	1,200,000円	12年	100,000円	36月	900,000円
B	1,000,000円	10年	100,000円	36月	700,000円
C	900,000円	15年	60,000円	24月	780,000円
D	800,000円	8年	100,000円	1月	791,666円
計	3,900,000円		360,000円		3,171,666円

$$\begin{aligned}
 \text{未経過使用可能期間} &= \frac{\text{個々の資産の未経過期間対応償却基礎価額の合計額}}{\text{個々の資産の年要償却額の合計額}} \\
 &= \frac{3,171,666 \text{円}}{360,000 \text{円}} \\
 &= 8.8101\dots \\
 &\rightarrow 8 \text{年} (1 \text{年未満の端数切捨て})
 \end{aligned}$$